



国海安第52号
平成26年5月28日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
加藤 光



船舶設備規程等の一部改正する省令及び船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示について（通知）

下記省令の一部改正及び告示が平成26年6月2日に公布される予定ですので、ご了承頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- ・ 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）
- ・ 船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示
- ・ 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）
- ・ 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）
- ・ 船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）



船舶設備規程等の一部を改正する省令及び船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示について

1. 改正の経緯

海難事故の防止及び海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が発効しており、海難の発生状況その他の社会情勢の変化に対応するため、国連の専門機関である国際海事機関（以下「IMO」という。）において、適宜改正等の審議が行われている。

今般、IMOにおいて、船員の健康保持のための船内の騒音レベルの抑制を目的としてSOLAS条約附属書改正案が採択されたことから、我が国においても改正内容を担保するため、船舶設備規程等において所要の改正を行うとともに、新たに告示を制定する。

2. 改正の概要

<船内騒音防止措置の義務化>

船員の健康保持のため、船舶の機関区域等から発生する騒音レベル及び船員の騒音暴露を一定以下に抑える基準を定めた船内騒音規制コードの取り入れを行う。また、同コードの取り入れに伴い、遮音性能を有する甲板及び隔壁を新たに予備検査等の対象物件として追加することとする。

3. 改正予定法令

- ① 船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）
対象船舶に船内騒音規制コードに従って騒音防止措置等を行うことを規定。
- ② 船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示
船舶設備規程に基づき行う騒音防止措置の具体的要件を規定するため告示を新たに制定。
- ③ 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
製造に係る予備検査を受けられる物件として遮音性能を有する甲板及び隔壁を追加。
船内騒音に係る改造等を臨時検査の対象に追加。
- ④ 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和48年運輸省令第49号）
製造認定事業場の製造工事の対象となる物件として遮音性能を有する甲板及び隔壁を追加。
- ⑤ 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）
型式承認及び検定を受けられる物件として遮音性能を有する甲板及び隔壁を追加。

4. 今後のスケジュール（仮）

公 布 : 平成26年5月中旬
施 行 : 公布の日（③④⑤関係）
施 行 : 平成26年7月1日（①②関係）